

議案第十号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例

(港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和二年港区条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「児童福祉施設」の下に「(障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下この条、第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。))を除く。同条第二項において同じ。)」を加え、同条に次の三項を加える。

3 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、

非常災害に対する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、並びにこれらを定期的に職員に周知しなければならない。

4 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、消火訓練及び避難訓練にあつては毎月一回、救出訓練その他必要な訓練にあつては定期的に、これを行わなければならない。

5 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対し障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように区規則で定める措置を講じなければならない。

第二十七条第五項中「。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第七十三条第一項中「除く。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項ただし書を削り、同項第七号中「第七項」を「第八項」に改め、同項に次の一号を加える。

八 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰^{かくたん}吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下この号及び次項において同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

第七十三条第五項中「第一項各号」を「第一項第一号から第七号まで」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める職員を置かないことができる。

- 一 児童四十人以下を通わせる施設である場合 栄養士
- 二 調理業務の全部を委託する施設である場合 調理員
- 三 次のイからハまでのいずれかに該当する場合 看護職員

イ 医療機関等との連携により、看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

ロ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合

ハ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合

第八十条第三項中「。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第八十七条第三項中「第二十七条第五項」を「第八十条第三項」に改める。
付則に次の二項を加える。

13 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第十三条の二の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

14 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第十四条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第一号中「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務

に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）を「又は保育士」に改め、同条第二項中「場合は、」を「場合は」に改め、「」を「」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰^{かくたん}吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第二項第二号及び第七十八条第二項第二号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条第二項第二号及び第七十八条第二項第二号において同じ。）を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登

録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条第二項第三号及び第七十八条第二項第三号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条第二項第三号及び第七十八条第二項第三号において同じ。）を行う場合第六条第三項第二号中「（保健師、助産師、看護師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削る。

第七条第二項中「場合は、」を「場合は」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七条第三項に次のただし書を加える。

ただし、前項ただし書各号のいずれかに該当する場合には、第三号に掲げる看護職員を置かないことができる。

第七条第三項に次の一号を加える。

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

第十三条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

第十四条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害

されることを防止するための方針の明確化その他適切な指定児童発達支援の提供を確保するための必要な措置を講じなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十五条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、障害児に対し指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「区規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第四十一条中「次条」を「次条第一項」に改める。

第四十二条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支

援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十三条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、区規則で定める措置を講じなければならない。

第四十四条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、区規則で定める措置を講じなければならない。

第五十条第二項中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加える。

第五十二条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五十九条第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第七十六条中「第十五条」の下に「、第十五条の二」を加え、同条後段中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第七十八条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「場合には、」を「場合は」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、

日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第八十三条及び第八十四条中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第八十五条第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第八十八条中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第九十六条中「第十五条」の下に「、第十五条の二」を加える。

第百一条中「第十五条」の下に「、第十五条の二」を加え、同条後段中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

付則を付則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の四項を加える。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第三条第四項、第四十三条第三項（第五十八条、第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第百一条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第二項（第五十八条、第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第百一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第十五条の二（第五十八条、第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第百一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十五条の二中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第四十条第二項（第五十八条、

第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第一百一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる者である者に対する同表の下欄に掲げるこの条例の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同欄に掲げる規定中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものの」とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）第八條の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「改正前基準省令」という。）第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている第五	指定を受けている第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者	第五十九条	第六条第一項
--	--------------------------------	-------	--------

<p>十九条に規定する児童発達支援に係る基準該当通所支援の事業を行う者</p>	
<p>指定を受けている第七十八条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者</p>	<p>第七十八条第一項</p>
<p>改正前基準省令第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている第八十五条に規定する放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者</p>	<p>第八十五条</p>

（港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条に次の一項を加える。

3 心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

第八条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

第九条中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

第十条に次の一項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他適切な指定入所支援の提供を確保するための必要な措置を講じなければならない。

第十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第十条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において、障害児に対し指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業

務継続計画の変更を行うものとする。

第三十七条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「区規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第三十八条中「次条」を「次条第一項」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、区規則で定める措置を講じなければならない。

第四十一条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、区規則で定める措置を講じなければならない。

第四十九条に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五十七条後段中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

付則を付則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の三項を加える。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第三条第四項、第四十条第三項（第五十七条において準用する場合を含む。）及び第四十一条第二項（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第十条の二（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十条の二中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第三十七条第二項（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部改正を踏まえ、障害児入所施設等に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。